





編集発行人 河合会計 <sup>税理</sup>**共河合孝彦** 〒910-0019 福井市春山1丁目9番13号 TEL 0776 (22) 0897代 FAX 0776 (27) 6199 http://kawai.zei-mu.com

菜の花

# *3*月

#### (弥生) MARCH

20日・春分の日

日	1	15	29
月	2	16	30
火	3	17	31
水	4	18	٠
木	5	19	٠
金	6	20	۰
土	7	21	•
日	8	22	•
月	9	23	•
火	10	24	٠
水	11	25	٠
木	12	26	٠
金	13	27	•
+	14	28	

#### 3月の税務と労務

国 税/令和元年分所得税の確定申告2月16日~3月16日

国 税/個人の青色申告の承認申請 3月16日

国 税/贈与税の申告

2月1日~3月16日

国 税/2月分源泉所得税の納付

国 税/個人事業者の令和元年分消 費税の確定申告 3月31日 国 税/1月決算法人の確定申告(法 人税・消費税等) 3月31日

国 税/7月決算法人の中間申告

3月31日

国 税/4月、7月、10月決算法人の消費税の中間申告(年3回の場合) 3月31日

3月10日地方税/個人の都道府県民税、市町〒年分消村民税、事業税(事業所税)3月31日の申告3月16日

#### ワンポイント 配偶者居住権 -

配偶者が相続開始時に被相続人所有の建物に居住していた場合、終身又は一定期間、その建物に無償で居住することができる権利。配偶者の安定した生活の保護などを目的に4月1日以後の相続からスタートする制度で、遺産分割や被相続人からの遺贈等によって配偶者が取得します。

# の税令

措定へデる企続 業的令 置 のな ゃ 化経 部済年 留成 度 済 税 保 0 グ をの 制 実 口 資 正 1 個中がににで 人かんつは、 税の金業・化が、

ジ

 $\mathcal{O}$ 

支 夕

援 ル

方創

生応

を 以置 的 整 下 がな 盛 6資産 理 主な改 り込 L こてみ 形地へ 成支 き います 正 れ 援 7 項 など Î  $\epsilon \sqrt{}$ ま 0) ず。 ポ 0) イ

ます

2020年

3

主改 表 な改正項目の適用時即正項目タイムスケジュ 0) とお 年前 年 ŋ 降以 で ٤ 前 なる 0 改 項正 Ħ 期 で I b 適 は、 ル 記用

# 以税関

額個 立枠 低直 投 人 N し、令和な資非課税 0 IJ 資 S スク 産 Α 形 の 商 制 六年 成 見 品 度 を 直 に K 後 Ñ I S A れます。 そに投資信託 押 L す

> 五様なの寡たのを 2 らります。 て上 婦  $\bigcirc$ 0) ひとり親 仕 Ō 組上、 未婚 所 夫 結 から 寡婦 0) 万 大)控除についてお婚・入籍が前担がら税負担の軽減 0) ح 円 ひ の 立 制 また、 とり も適 なり 以 ひ (夫) 限 子ども とり 等 下 用 親 0 合 を設け統合計所得な · 控親 除へ 世 す できることに 0 帯 婦 投資 貧 て、 提 減 のの に 資 を 困 事実 寡 だだ を 見税 が前 対 金 夫 未つ図 直制 で 提 婚たる し措 ŧ لح

> > 所得税改革、年収850万円超の会社員は増

多様な働き方に対応、基礎控除 10 万円引

給与所得控除及び公的年金等控除 10 万円

大企業は法人税・消費税等の電子申告義務

個人番号等が付された証券口座情報の効率

寡婦(夫)控除の適用範囲拡大

準確定申告の電子的手続の簡素化

地 個 場 人がの 未 都特利 市別用 計 控 土 画除地 た 場区制 合域度 を 内の 譲 に 創 渡 譲 あ設 し 渡 る た

し額同 改正項目タイムスケジュール (○減税、●増税、△どちらともいえない)

1月 ●

0

譲渡で 100万円控除 売地

> 万つを価 円 い超格 えだ五 ては、 確 0) 定拠出 特別控除 所  $\bigcirc$ 譲有  $\bigcirc$ 渡所得いていい 年 · 金制 が認めら からも 度 下 等の で、 れます。 0)  $\bigcirc$ 改 等 Ŧi. ○に年 正

なれ金者拠可提 であ ば制 出 能 確に に伴う措 年 要 金件確 は れ 玉 ば 制 13 定 度 つ拠年 行れ 年個はい出 金 年金 て、 わ加 金 人厚 法 华等 型生 被 可 保 確 年企制の 後能険定 金 度改 業 とす 被型の正 者 拠 で出保確加を 現るあ年険定 入前

れ行 まの す 税 制 上 0 優 遇 措 置 が 適

用

2024年

2026年

#### II資 産 課 税 関

1 稅 上所の 有課 者 題 0) ^ 申の 土 係 る 課

(2) で必者そ (1) にの場登 土合記現上所 よう 事固地 項定等 市の にを 資を町所 なり告税 現村に長 有者 告税に さ の所はが告対地 せるこ 条死の応 賦有 例 亡 課 し 制 によ 徴 て L 度 ح 収い 7 化 がにる b v

者とみな

す

制

的運用開始 所有者不明土地等に係る課税上の課題への Δ 対応 0 オープンイノベーション促進税制の創設 0 企業版ふるさと納税の拡充 大企業の交際費特例の廃止 配偶者居住権の適用開始 7月〇 低未利用土地等を譲渡した場合の特別控除 2023年 10月 消費税のインボイス制度始まる Λ

1月

10月

森林環境税導入

ビール系飲料の税率統-

4月  $\triangle$ 化

と者い産 がと場の でみ合所 2 場の定令度 合所の和の できます なし に有調三拡出者を 古 固 がを度 定を資 L 以

産

の人て後、

税用明な市

を者をお固村

課すこれでなる固定資

係国 る外損中 益 通建 算物 等の の不 特動 例産 の所 創得

不

特はるる国不の計そ産例、注部外動金質の所 法部外動 金算の所国設に 令 が創設されます。 定 は、慣の慣失 たもの 所合ら 所却のは産 用 得 費 金 所得に生 とみ 税に額そ得のお に ず つ に 相ののの金いる い関当う国損額でする外失の 7 な す

# 人課税関

1 る 1 I ∃

テ 立 創 間 立一○年未 問設される 開この研究開 ŏ Ħ 方以 7円以上 未 満 目発設 の玉の 小 非政活 企 上策性 出業場 代です。 資すは ع

> 置担か出 はのら資 いま き所

な 2のがな のがな でン出狙いなはチ 出資は対象外とされます。
い事業を社外の力を使うこと
なお、日本企業が自社ででき チ技同 や術を置 支援 手 に入 たれれれれれ 自 が ŋ, 革 米べ的

2 5 G (第五世代移動通信システム)対応税制の創設 第五世代移動通信システムの 第五世代移動通信システムの 算連設備を前倒しで整備する携 できる制度が創設されます。 できる制度が創設されます。 できる制度が創設されます。 地方を活性化するため、地方 地方を活性化するため、地方 地方を活性化するため、地方 地方を活性化するため、地方 額等带関早

納創 3 で だされ が三割から六 │ 企業版ふるさ │ ↓

4割に、 税大 でも 用 の Rできる. ○ 接待 など 交際

で費

超

ま

でい本する 金一○○○ 7 止は の億認場 置超のい半 今年 大ま 分 7年三月 が、たるすが、たるすが、たる 末つ資と

さ 0 れ特な廃 ます。 例 お は、 中れ 適用期による。 人 期 限の が交 二年 年 延課 長税

少 額 減 価 却 資 産 の 特 例 0

5

見の資 年直損産中見 年延長されます。 恒しを行った上、 瀬金算入制度につい 度(取得価額三○五 度(取得価額三○五 度(取得価額三○五 度)を行った上、 適 りを行った上、 適 りを行った上、 適 りを行った上、 適 りを行った上、 適 適い万額 て、 円減 用 期 未価 限次満償 がの 刦

- (1) ずる。 対象法・ 人から 連 結 法 人 を
- (2) 用 以 以下に引き下げる○○人以下か用する従業員数 象法 人 0) 要件 -から 0) うち 五要 ○件常 ○を時

# IV 消 費課税関

特 法 費税 の 申 告 期 限 の

提出人限 出期 延法例人 が 長人のに 消の税創係 費特の設る 合長税例確 すのの定 は、旨 確 適申 定用告 消の申を書 の書のる出 確を提法期

長定 入された申告 ま書 0 提 出 期 限 が カ 月

延

## 税 環 境 備

- 1 ま e イ ず。 1 レ クト Τ a X 税 で申 0) 付 通 0) . 請 知 利 可 依 用賴 能 届及 と なり 出び が ダ
- 2 簡 素 化 確 さ定 ま告 0 電 子 的 手 が
- 3 もの 従振納 が 様替納の 納税地 金融機関 金税のれ申 融に異 つ動 加算会になりまった。 ノま・ 9 ず。 座 異 た を動場 利後合
- 4 引子 税 下 げ 6 ħ ま 算金 等 0 割

# 他

免許 稅 の 適

ええる 登 ま 税登の 税率の適用期の貸付け等にの貸付け等にがを転登 す

税に関 税率る の契 特約

期 限 が 延 長 さ n ます

#### 消費税

## 税込対価に誤りのある レシート等を交付した場合・ 受領した場合の対応

消費税の仕入税額控除の適用を受けるためには、取引の事実に基づく一定の事項が記載された「区分記載請求書等」が必要となります。これらの記載に誤りがある場合にはどうすればよいのでしょうか?

# (1) 誤った税率で税込対価を計算したレシート等を交付した場合

消費税の申告は、取引の実態に応じ、適 正な適用税率を判定し、その判定した適用 税率に基づいて行わなければなりません。 そのため、小売店などにおいて、買い手(顧客)に対して誤った税率に基づいて税込対 価を計算したレシート等を交付していた場 合でも、「取引の事実」に基づく適正な税 率で計算して申告する必要があります。

例えば、標準税率(10%)が適用される

商品について、軽減税率 (8%) が適用された場合の税込価格で販売しレシート等を交付していた場合には、本体価格を修正するなどして適正な税率 (10%) で記帳をしなければなりません。

## (2) 誤った税率で税込対価を計算したレシートを受領した場合

消費税の仕入税額控除の適用を受けるためには、取引の事実に基づく一定の事項が記載された「区分記載請求書等」の保存が必要です。

例えば、誤った税率に基づいて税込対価を計算したレシートを受領した場合には、取引先に対して「取引の事実」に基づくレシートの再交付を依頼するといった対応必要となります。請求書等に誤りがある場合に、自ら追記できる事項は、「軽減税率の対象品目である旨」と「税率ごとに限られて合計した対価の額(税込)」に限られますので、適用税率の誤りによる税込対価の額の誤りがあったとしても、自ら追記して修正することはできません。

対 え の つが 者 年 、こ 被の ?象となるのでしょうか た年金(未支給年 :生前に支給を受ける予定であ 金を自己 >ような年金は相続税の課料受け取ることがあります。 権 点点 泊 続 人の 人の遺 の固 未支給年金に して請求するもの四有の権利(その 人の 族 が、、 金 被相 を請求 未支給 5 ? (その )課税 いて

れる遺族年金は、原則として所たときに、遺族に対して支給さなどを受給していた人が死亡し す。 また、 一時所得 得税も相続税も課税されませ 支給年金 ん。 な お、 遺 (所得税) 厚生年金や国民年金 族 支給を受け が 支給を受 に該当しま けた者の

ん。相続税の課税対象にはなりま

未支給年金を受け

取

つ

た場合に相

続税

は

か

かる?

## 賃借している建物に対する 造作の耐用年数

法人が賃借している建物に造作を行った場合には、自己所有の建物に対して行った資本的支出とは異なり、内部造作を一つの資産として耐用年数を見積もった年数により償却します。このときの耐用年数は、造作をした建物の耐用年数、造作の種類、用途、使用材質等を勘案して合理的に見積もることとされています。

また、同一の建物についてされた造作の 耐用年数は、造作の種類別ではなく、全部 を一つの資産として総合して見積もりま す。ただし、建物の賃借期間の定めがあり、 賃借期間の更新ができないもので、かつ、 有益費の請求等ができないものについて は、賃借期間を耐用年数として償却するこ とができます。

なお、法人が賃借した建物の建物附属設備について造作を行った場合、その造作については、建物附属設備の耐用年数により 償却します。